

平成 28 年 3 月 29 日
消 防 庁

「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の策定

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されました。

今般、広範囲に著しい被害の発生が想定されている南海トラフ地震の発生時においても、全国規模の緊急消防援助隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定しましたので、公表します。

〇趣旨

昨年3月に中央防災会議幹事会において決定された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に係る計画」の内容を踏まえ、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定める。

〇本アクションプランのポイント

- 1 南海トラフ地震発生後、重点受援県 ※以外から応援可能なすべての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入。
- 2 被害想定を踏まえ予め作成した4パターンの緊急消防援助隊の応援編成計画に基づき、迅速に応援先を決定。
- 3 具体的な応援先が決まるまでの進出目標として「広域進出拠点」を設定し、迅速かつ柔軟に出動。
- 4 空路や海路について多様な進出手段を予め想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処。

※ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に係る計画」で定められている静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県をいう。

〇別添資料

「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

※全文については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



連絡先
消防庁 広域応援室
担 当 塩谷・根本・高井・西尾
電 話 03-5253-7527
F A X 03-5253-7537

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要

<本アクションプランのポイント>

- ① 南海トラフ地震発生後、重点受援県※以外から応援可能なすべての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入。
- ② 被害想定を踏まえ予め作成した4パターンの緊急消防援助隊の応援編成計画に基づき、迅速に応援先を決定。
- ③ 具体的な応援先が決まるまでの進出目標として「広域進出拠点」を設定し、迅速かつ柔軟に出動。
- ④ 空路や海路について多様な進出手段を予め想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処。

※ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に係る計画(以下「具体計画」という。)で定められている静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県をいう。

適用基準

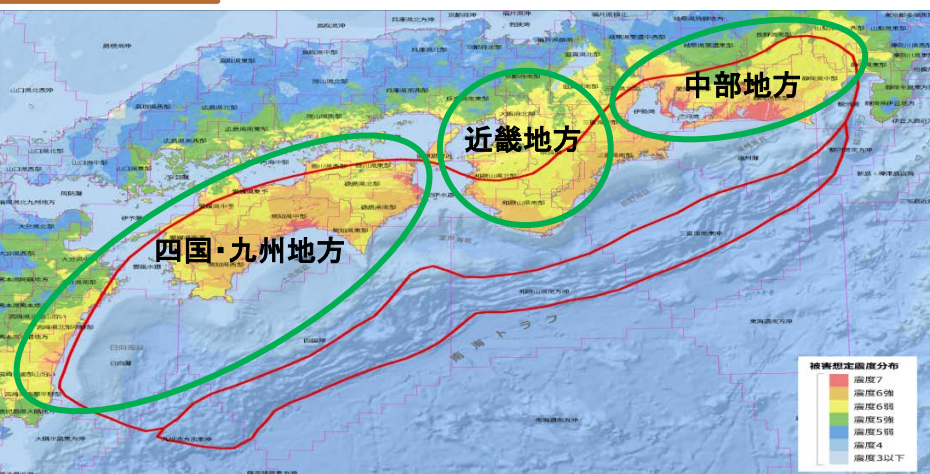
緊急消防援助隊の運用方針

- 指揮支援隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模概ね40隊)し、災害に関する情報を収集するとともに、知事や市町村長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動等を実施。
- 都道府県大隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模概ね4,100隊)。また、原則として、統合機動部隊が先遣出動し、情報収集や緊急の消防活動を実施。
- 都道府県大隊の出動先は、4パターンの応援編成計画の中から津波高さ等を踏まえて選択し、都道府県大隊の出動可能状況や被害状況を踏まえて柔軟に変更。
- 航空小隊は、非被災地域の消防力を維持するために残留する7隊以外の出動可能なすべての隊が出動(派遣規模概ね50隊)し、情報収集、消火・救助・救急活動等を実施。

都道府県大隊の応援編成計画(例: 四国地方が大きく被災するケース)

地方	重点受援県	応援都道府県
東海	静岡県	青森県、茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県、長野県
	三重県	宮城県、山形県、山梨県、岐阜県
近畿	和歌山県	福島県、千葉県、富山県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、神奈川県、兵庫県、島根県
	香川県	福井県
	愛媛県	石川県、広島県
	高知県	栃木県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、鳥取県、岡山県
九州	大分県	山口県、福岡県、佐賀県
	宮崎県	長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道

※ 下線は、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都府県を示す。
※ 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。



- ① 震央が南海トラフ地震の想定断層域(図中赤枠)に該当し、かつ
- ② 中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域(図中緑枠)のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合に適用(具体計画と同様)。

上記の他、南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランを運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合にも適用。

進出方法

陸路	具体計画で定められている緊急輸送ルートを用いて、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な広域進出拠点(例: 足柄SA)へ進出。
空路	遠方からの迅速な進出、孤立地域等への対応等のため、民間航空機や自衛隊輸送機を活用することとし、候補ルートを計画。
海路	北海道大隊、沖縄県大隊の進出、孤立地域等への対応等のため、民間フェリーや自衛隊輸送艦を活用することとし、候補ルートを計画。